令和8年10月5日発行

令和9年度　多摩市

幼児教育・保育の無償化のしおり

～子育てのための施設等利用給付認定の申請について～

＊幼児教育・保育の無償化制度では、利用する施設によって申請方法や無償化になる金額等が異なります。

＊詳しくは各施設のページをご覧いただき、必要書類をそろえて申請してください。

＊ご不明な点がありましたら、多摩市役所子ども・若者政策課または各施設にご確認ください。

＊このしおりの内容は、令和8年10月1日時点の制度となります。事前案内がなく変更となる場合もありますので、 あらかじめご了承ください。なお、その際は市ホームページ等でご案内します。

こどもまんなか

多摩市

目次

1	図でわかる！幼児教育・保育の無償化制度	P.2
2	手続きの流れ	P.4
3	現行制度幼稚園	P.6
4	新制度幼稚園・認定こども園（１号）	P.8
5	認可外保育施設など	P.10
6	無償化以外の負担軽減事業	P.13
7	保育の必要性・必要書類について	P.16

幼児教育・保育の無償化ってなに？

子育て世帯を応援し、幼児教育・保育に係る家庭の経済的負担の軽減を図るための制度です。

どんな施設が対象なの？

認可保育所等 ・ 認定こども園 ・ 現行制度幼稚園（預かり保育含む） ・新制度幼稚園（預かり保育含む） ・ 就学前の障がい児の発達支援 ・ 認可外保育施設（各都道府県に届出を行った指導監督基準を満たしている施設） ・ 一時保育 ・ 定期利用保育 ・ 病児・病後児保育事業 ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）が対象の施設です。

※施設によっては上限額があり、利用料が全て無償になるわけではありません。

※利用にかかる給食費・おやつ代等、制度によっては補助対象外（自己負担）になるものがあります。

どんな人が対象なの？

「施設等利用給付認定」または「教育・保育給付認定」を受けている以下の子ども

① 「新１号認定」（または「1 号認定」）⇒３～５ 歳児クラスと幼稚園の満3歳児クラス（教育）

② 「新２号認定」（または「2号認定」）⇒３～５ 歳児クラスであり、保育の必要性のある世帯の子ども

③ 「新３号認定」（または「3号認定」）⇒０～２ 歳児クラス（満3歳児クラス含む）で住民税非課税世帯であり、保育の必要性のある世帯の子ども

※世帯分離等をしていても同じ住所に同居者がいる場合は、同居者含め全員が非課税であることが必要です。

多摩市が行うこと

多摩市では、申請のあった「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書」に対し、子どもごとに「施設等利用給付認定」を行い、認定証を送付いたします。

保護者への利用料等の負担軽減方法は、無償化対象給付金額を【施設が代理受領する】または【市が保護者の方へ償還払いする】のどちらかになります。

1. 図でわかる！幼児教育・保育の無償化制度

提出が必要な書類

認可保育所・認定こども園（２号・３号）に通っている

はい

A

提出する書類はありません。

いいえ

幼稚園・認定こども園(1号)に通う場合は、無償化の対象になるためには利用する前に「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。(P.8)

幼稚園・認定こども園（１号）に通っている

（１号＝満３～５歳の教育部分）

いいえ

はい

保育の必要性がある（P.16）

いいえ

はい

新制度幼稚園に在籍する方
多摩市内の園：富士ケ丘幼稚園、錦秋幼稚園、諏訪幼稚園、せいとく幼稚園、すみれ幼稚園、多摩みゆき幼稚園、東京大谷幼稚園、おだ認定こども園
※市外の園も対象

現行制度幼稚園に在籍する方
多摩市内の園：緑ケ丘幼稚園
※市外の園も対象

C

新１号の申請が必要です。
◆多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（P.6）

B

新２号・新３号の申請が必要です。
◆多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（P.6、7）
◆保護者の保育の必要性を示す書類（P.16）
◆【幼稚園または新３号認定を申請する方のみ】
－令和８年１月２日以降に多摩市に転入した場合－
令和８年度市町村民税課税・非課税証明書または市町村民税納税通知書（写）
－令和９年１月２日以降に転入した場合－
令和８・９年度市町村民税課税・非課税証明書または市町村民税納税通知書（写）

幼稚園・認定こども園（１号・新１号・新２号・新３号）に通っている方で、令和８年１月２日以降に転入した方は園児保護者補助金の申請までに課税証明書等が必要となります。園児保護者補助金の申請時期は別途お知らせします。

はい

保育の必要性があり、認可外保育施設（認証保育所など）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用している。
※ただし、他に在籍施設がある場合を除く
※企業主導型保育所に在籍の方は P.10 をご確認ください

いいえ

無償化対象となるサービスや保育の必要性がない場合、無償化の対象にはなりません。

「保育の必要性の認定」（P.１６）を受けるための申請書等は以下の方法で入手できます。
●多摩市役所子ども・若者政策課　●地域子育て支援拠点　●多摩市公式ホームページ　等

対象施設

A 新制度幼稚園・認可保育所・認定こども園（１号・２号・３号）

新制度幼稚園・認可保育所・認定こども園（１号・２号・３号）を利用する満３歳クラス児および３～５歳児クラスの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

●無償化の対象になるためには多摩市の「教育・保育給付認定（１号・２号・３号）」を受ける必要があります。

（通園送迎費、給食費、行事費などは保護者負担になります。ただし、世帯の収入等によって給食費が負担軽減される場合があります。）

認可保育所等の入所申請方法等については、「令和９年度多摩市保育所等入所のしおり」をご覧ください。

B 幼稚園の預かり保育（新２号・新３号）→P.6～9

●幼稚園の預かり保育は、利用日数に応じて日額最大 490 円・最大月額 12,300 円（新３号認定の場合、最大月額 17,700 円）までの範囲で利用料が無償化されます。

●無償化の対象になるためには多摩市の「子育てのための施設等利用給付認定（新２・３号認定）」を受ける必要があります。

※満３歳児クラスの方は、住民税非課税世帯で保育の必要性がある場合は新３号認定の対象になります。課税世帯の場合も、別事業（P,15③）で補助対象となります。

C 現行制度幼稚園（新１号）→P.6

現行制度幼稚園は月額 28,000 円までの保育料が無償化されます。

●無償化の対象になるためには多摩市の「子育てのための施設等利用給付認定（新１号認定）」を受ける必要があります。

障がい児支援

就学前の児童発達支援等のサービスを利用する子どもたちについても、３～５歳児クラスまでの利用料が無償化されます。

※満３歳に達して最初に迎える４月から小学校入学前までの３年間が対象です。

問い合わせ　障害福祉課相談支援担当　042-338-6847

B 認可外保育施設など（新２号・新３号）→P.10

認可外保育施設（認証保育所など）、一時預かり事業（一時保育・定期利用保育）、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

●０～２歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 45,700 円まで、３～５歳児クラスの子どもたちは月額 40,300 円までの利用料が無償化されます。

●無償化の対象になるためには、多摩市の「子育てのための施設等利用給付認定（新２・３号認定）」を受ける必要があります。

2. 手続きの流れ

申請して認定を受ける

「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があるため、「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書」を提出し、市から認定を受けてください。

※認定証は、受付してから原則 30 日以内に発行します。

子どもごとに「施設等利用給付認定」を行い、認定証を送付します。４月からの認定に関しては、対象者多数のため４月を過ぎてから認定証の送付になることがあります。

※無償化の給付を受けるためには、**無償化のサービスを利用する前に市から認定を受ける必要があります。申請が遅れた場合、認定期間のさかのぼりはできないのでご注意ください（郵送での提出の場合、市が受理した日が申請日になります）。**

対象施設を利用する

無償化対象分の給付金を受けるには、以下Ⓐ・Ⓑ２つの方法があります。

※施設及び利用するサービスによって、ⒶとⒷのどちらの方法か異なります。

Ⓐ償還払い

①　利用料全額を施設へ支払う⇒ ②施設に領収書等を発行してもらう⇒③発行してもらった書類と請求書（指定様式）を子ども・若者政策課に提出する

⇒④市から保護者に無償化対象金額が支払われる。（Ｐ.５参照）

入金

請求書や添付書類に不備や不足等なければ、支払い予定日に保護者指定の口座（保護者名義のもの）に入金します。

Ⓑ代理受領

無償化対象額を差し引いた金額を保護者が施設に支払います。

例：【現行制度幼稚園】

保育料 50,000 円－無償化対象金額 28,000 円

＝保護者支払い額 22,000 円

【認可外保育施設など】

保育料 50,000 円－無償化対象金額 40,300 円

＝保護者支払い額 9,700 円

【預かり保育】

預かり保育料 10,000 円（※10 日間利用の場合）

－無償化対象金額 4,900 円

＝保護者支払い額 5,100 円

差額や実費負担がある場合は、保護者から施設に支払います。

■注意事項■

①「子育てのための施設等利用給付認定」又は「教育・保育給付認定」を受けていないと無償化の対象にはなりません。

②**「子育てのための施設等利用給付認定」又は「教育・保育給付認定」は無償化サービスを利用する前に受ける必要があります。 ※申請が遅れた場合、認定期間のさかのぼりはできないのでご注意ください。**

③領収書や施設を利用したことがわかる書類を紛失し、再発行できない場合については無償化の対象になりません。

④償還払いは、保護者の方から市へ請求手続きを行わないと、無償化の給付対象金額を入金することができません。

⑤利用している施設及びサービスによって、手続きが異なります。ご注意ください。

⑥「個人番号（マイナンバー）記載用紙」については、郵便事故等による個人情報の流出を防ぐため、申請時での添付は不要です。様式は公式ホームページに掲載または子ども・若者政策課窓口で配布していますが、必要な方には、別途、子ども・若者政策課幼児教育・保育担当からご連絡いたします。

Ⓐ償還払いをご利用の方

施設の利用料（償還払い対応の施設の場合）と幼稚園の預かり利用料（保育の必要性の事由が認定された場合）については、施設を利用した場合に利用料全額を施設へお支払いください。

その後、利用施設から渡される「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」（施設を利用した内容がわかる書類）等を紛失しないように保管し、「多摩市子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費請求書（償還払い用）」の用紙と一緒に、市が定める日までに請求手続きを行ってください。

提出書類・・・償還払いに必要な書類

・多摩市子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費請求書
（償還払い用）・・・多摩市様式
・領収書や利用した内容がわかる書類
（特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書等）・・・施設が発行するもの

↑詳細はこちら

※令和９年度の詳しいスケジュールについては、令和９年６月頃配布する案内をご覧ください。

【参考】償還払いのスケジュール（予定）　請求については、年度内（4 回目受付まで）にお手続きをお願いします。

	受付期間（市役所受付）	振込日（予定）
１回目	**令和９年　７月上旬**	**令和９年　８月下旬**
２回目	**令和９年１０月上旬**	**令和９年１１月下旬**
３回目	**令和１０年　１月上旬**	**令和１０年　２月下旬**
４回目	**令和１０年　４月上旬**	**令和１０年　５月下旬**

ご請求されるお子様が複数いる場合は、それぞれ請求書をご用意ください。また、振込先の口座については、同じ口座をお書きください。
また、利用料については、上限額設定等がありますので請求された金額を満額お支払いできない場合があります。

提出先と提出方法

下記のいずれかの方法にてご提出ください。

1　郵送　〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1　多摩市役所子ども・若者政策課幼児教育・保育担当宛
2　市役所本庁舎　子ども・若者政策課窓口（４階）に直接提出
3　利用施設に提出

施設によっては、施設経由で請求書をご提出できない場合がありますのでご確認ください。施設へご提出の場合は、施設の提出期限までに必要書類をご提出いただく必要があります。

【注意点】

郵送での提出の場合は、請求書の記入漏れや添付書類の不足等がないか十分確認をお願いします。場合によっては、お支払いが期日までにできないことがあります。また、郵送事故等への責任は負いかねます。

Ⓑ代理受領をご利用の方

利用料と無償化給付対象金額を差し引き、差額がある場合は保護者から施設に差額分を支払います。詳しくは各施設にお問い合わせください。

3. 現行制度幼稚園

多摩市内の現行制度幼稚園・・・緑ケ丘幼稚園　※市外園も該当

①無償化給付対象金額について

3歳～5歳児クラス（満3歳児クラス含む）の全ての子どもの保育料が**月額 28,000 円を上限**に無償化の給付対象となります。

②手続きについて　入園が決まり次第、以下のお手続きが必要になります。

↑詳細はこちら

預かり保育を利用しない方（教育時間のみ）⇒新1号認定

幼児教育・保育の無償化の対象になるためには、子育てのための施設等利用給付認定1号認定（新1号）を受ける必要があります。**「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（表面のみ記入）」**を子ども・若者政策課若しくは施設にご提出ください（提出先については施設にご確認ください）。

保育の必要性があり預かり保育を利用する方（教育時間+預かり保育）⇒新2号・新3号認定

教育時間と預かり保育の利用料も無償化の対象となるためには、子育てのための施設等利用給付認定2号または3号認定（新2号・新3号）を受ける必要があります。

「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（表裏記入）」と「保育の必要性を示す書類（保護者全員分）」を子ども・若者政策課へ提出してください。

※教育・保育給付認定を受けている方（期限が切れていない場合で、認定開始日が新2号・新3号認定申請を希望する年度と同年度である場合に限る）は、**「子育てのための施設等利用給付認定申請書（表裏面）」と「期限の切れていない教育・保育給付認定証（2号）の写し」**をご提出ください。

（ただし、認定された時点と、就労状況等の内容が変わっていない場合に限ります）

※**保育の必要性**とは保護者が仕事・病気等の理由により、保育が困難な状態を指します。（P.16 参照）

※預かり保育の利用定員や、利用状況等につきましては、各園によって異なりますのでご注意ください。

③ 預かり保育について（保育の必要性があり、新2号・新3号認定を受けている方）

預かり保育で**実際に利用した預かり保育の金額と利用日数×日額単価（490円）を比較して低い方の金額が支給されます。月額上限金額の 12,300 円（新3号認定の場合 17,700 円）を上まわる額は支給されません。**
預かり保育の利用定員や利用状況等につきましては、各園によって異なりますのでご注意ください。

算定例①	**算定例②**	**算定例③**
園にて預かり保育を時間設定している場合 例　利用料　100 円／時間 利用日数　20 日　1 日 3 時間 《各月利用実績》 100 円×3 時間×20 日＝6,000 円（A） 《各月限度額》490 円×20 日＝9,800 円（B） 《支給額の算出》 （A）6,000 円＜（B）9,800 円なので、無償化給付対象金額は、（A）6,000 円になります。	**園にて預かり保育を日額設定している場合** 例　利用料　400 円／日 利用日数　20 日 《各月利用実績》400 円×20 日＝8,000 円（A） 《各月限度額》490 円×20 日＝9,800 円（B） 《支給額の算出》 （A）8,000 円＜（B）9,800 円なので、無償化給付対象金額は、（A）8,000 円になります。	**園にて預かり保育を月額設定している場合** 例　利用料　10,000 円／月 利用日数　18 日 《各月利用実績》10,000 円（A） 《各月限度額》490 円×18 日＝8,820 円（B） 《支給額の算出》 （A）10,000 円＞（B）8,820 円なので、無償化給付対象金額は、（B）8,820 円になります。

④無償化給付対象外の費用について

給食費、通園送迎費、行事費等は、保護者負担です（ただし、世帯の収入等によって給食費の負担軽減を行っています。「⑦実費徴収に係る補足給付事業補助金について」参照）。

⑤無償化の給付対象金額の支給について

（1）**市内**の幼稚園については、教育時間の給付対象金額（月額上限 28,000円）と預かり保育料は、**代理受領**となるので、毎月の利用料の支払いは、給付対象金額を超えた部分のみとなります。

（2）**市外**の幼稚園については、教育時間の給付対象金額（月額上限28,000円）と預かり保育料は利用される施設によって**償還払い**または**代理受領**どちらかでの支給となります。利用する施設にご確認ください。

⑥多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金について（令和9年度の予定）

多摩市では、私立幼稚園及び東京都が認定している幼稚園類似施設に通園している幼児の保護者に対して、世帯の所得に応じて保育料等の一部を補助する事業を行っています。

該当年度中に保護者が納入した保育料等を上限に、

市内在住・在園期間や世帯の市民税額等に応じた金額を補助します。

（月途中の入退園・転出入の場合は原則日割りで算定します）

↑詳細はこちら

申請方法や具体的な金額等につきましては、事業開始時（6月予定）に配布されるお知らせをご確認ください。

※対象経費（現行制度幼稚園）・・・保育料とその他納付金

対象費用は、各園の園則で定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限ります。具体的には、施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等を想定しています。一部の幼児を対象とするもの及び実費負担にあたるものは対象外です。

⑦実費徴収に係る補足給付事業補助金について（令和9年度の予定）

対象要件に該当する児童について、給食費のうち、副食費（おかず・おやつ等）を月額上限額 5，100円まで補助する事業を行っています。詳しくは、事業開始時に対象者へ配布されるお知らせをご確認ください。

※米などの主食費は補助されません。副食費相当額のみ補助の対象となります。

※ご家庭でお弁当を持参した場合の食材料費は補助されません。

■補助の対象となる園児…下記のいずれかに該当していること

（1）世帯（父母等）の市町村民税所得割合算額が77，100円以下である場合

（2）対象の園児より年長で、小学校3年生以下の兄、姉等が2人以上いる（第3子以降）場合

4. 新制度幼稚園・認定こども園（1号）

多摩市内の新制度幼稚園・・・富士ヶ丘幼稚園、錦秋幼稚園、文化学園大学附属すみれ幼稚園、諏訪幼稚園、せいとく幼稚園　※市外園も該当

多摩市内の認定こども園・・・多摩みゆき幼稚園、東京大谷幼稚園、おだ認定こども園　※市外園も該当

①無償化対象給付金額について

3～5歳児クラス（満3歳児クラス含む）の全ての子どもの**保育料（教育時間分のみ）が無償化**されます。

②手続きについて　入園が決まり次第、以下のお手続きが必要になります。

↑詳細はこちら

預かり保育を利用しない方（教育時間のみ）⇒1号認定

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定1号（1号認定）を受ける必要があります。「教育・保育給付認定申請書」を子ども・若者政策課または施設へ提出してください。（提出先については施設にご確認ください）

保育の必要性があり預かり保育を利用する方（教育時間＋預かり保育）⇒1号認定＋新2号・新3号認定

教育時間と預かり保育の利用料が無償化の対象となるため、施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定1号（1号認定）と子育てのための施設等利用給付認定2号または3号（新2号・新3号認定）の2種類の認定を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定申請書」と**「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書（表裏記入）」**と**「保育の必要性を示す書類（保護者全員分）」**を子ども・若者政策課へ提出してください。

※教育・保育給付認定を受けている方（期限が切れていない場合で、認定開始日が新2号・新3号認定申請を希望する年度と同年度である場合に限る）は、**「子育てのための施設等利用給付認定申請書（表裏面）」と「期限の切れていない教育・保育給付認定証（2号認定）の写し」**をご提出ください。

（ただし、認定された時点と、就労状況等の内容が変わっていない場合に限ります）

※**保育の必要性**とは保護者が仕事・病気等の理由により、保育が困難な状態を指します。（P.16 参照）

※預かり保育の利用定員や、利用状況等につきましては、各園によって異なりますのでご注意ください。

③ 預かり保育について（保育の必要性があり、新2号・新3号認定を受けている方）

預かり保育で**実際に利用した預かり保育の金額と利用日数×日額単価（490円）を比較して低い方の金額が支給されます。月額上限金額の 12,300 円（新3号認定の場合 17,700 円）を上まわる額は支給されません。**

預かり保育の利用定員や利用状況等につきましては、各園によって異なりますのでご注意ください。

算定例①	**算定例②**	**算定例③**
園にて預かり保育を時間設定している場合 例　利用料　100 円／時間 利用日数　20 日　1 日 3 時間 《各月利用実績》 100 円×3 時間×20 日＝6,000 円（A） 《各月限度額》490 円×20 日=9,800 円（B） 《支給額の算出》 (A)6,000 円＜(B)9,800 円なので、無償化給付対象金額は、（A）6,000 円になります。	**園にて預かり保育を日額設定している場合** 例　利用料　400 円／日 利用日数　20 日 《各月利用実績》400 円×20 日＝8,000 円（A） 《各月限度額》490 円×20 日＝9,800 円（B） 《支給額の算出》 （A）8,000 円＜（B）9,800 円なので、無償化給付対象金額は、（A）8,000 円になります。	**園にて預かり保育を月額設定している場合** 例　利用料　10,000 円／月 利用日数　18 日 《各月利用実績》10,000 円（A） 《各月限度額》490 円×18 日＝8,820 円（B） 《支給額の算出》 （A）10,000 円＞（B）8,820 円なので、無償化給付対象金額は、（B）8,820 円になります。

④無償化給付対象外の費用について

給食費、通園送迎費、行事費等は、保護者負担です（ただし、世帯の収入等によって給食費の負担軽減を行っています）。

⑤無償化の給付対象金額の支給について

教育時間の保育料については、無償となるため毎月の利用料の支払いはありません。

預かり保育が無償化給付対象者については、施設によって**償還払い**または**代理受領**のどちらかでの支給となります。利用する施設にご確認ください。

⑥多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金について（令和9年度の予定）

多摩市では、私立幼稚園及び東京都が認定している幼稚園類似施設に通園している幼児の保護者に対して、世帯の所得に応じて保育料等の一部を補助する事業を行っています。

該当年度中に保護者が納入した保育料等を上限に、市内在住・在園期間や世帯の市民税額等に応じた金額の補助となります（月途中の入退園・転出入の場合は原則日割りで算定します）。

詳しくは、事業開始時（6月予定）に配布されるお知らせをご確認ください。

※対象経費（新制度幼稚園・認定こども園）・・・特定負担額

「特定負担額」とは、各園の園則で定められたものであり、特定教育・保育の提供にあたり、当該特定教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められるもので、保護者が毎年度徴収されるものに限ります。

（例：基準以上の職員配置の人件費、施設の環境維持向上のための費用等）在園期間中の経費を入園時に一括徴収する場合は、ここでは補助対象外となります。ただし、P15④に記載の補助対象経費である場合は、入園料補助として補助の対象となります。

↑詳細はこちら

5. 認可外保育施設など

①対象施設について　※幼稚園や保育園等、他に在籍施設がある方は補助対象外です

(a)認可外保育施設(各都道府県等に届出を行い、指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており市区町村の「確認」を受けている施設)

・一般的な認可外保育施設　・ベビーシッター

・地方自治体が独自に設けた基準を満たした保育所(例:東京都認証保育所など)

(b)一時預かり事業(一時保育・定期利用保育)

(c)病児・病後児保育事業

↑詳細はこちら

(d)ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみ利用の場合は対象になりません)

※企業主導型保育所利用者は無償化対象要件を満たしている場合、児童育成協会を通じて給付されます。

※多摩市内の「確認」を受けている施設については P.11・12 をご覧ください。

※認可保育所・認定こども園(2号)に在籍する児童が無償化対象施設である別の「特定子ども・子育て支援施設」を利用しても無償化の対象になりません。

②無償化給付対象金額について

■0～2歳児クラス

住民税非課税世帯かつ、「保育の必要性がある」子どもについては、**月額 45,700 円**を上限に無償化の給付対象となります。

※保育の必要性がない場合や住民税課税世帯については、無償化給付対象外となります。

※世帯分離等により同じ住所に同居者がいる場合は、同居者含め全員が非課税であることが必要です。

※定期利用保育に限り、課税世帯の場合も、別事業(P.15⑤)で補助対象となります。

■3～5歳児クラス

「保育の必要性がある」子どもについては、**月額 40,300 円**を上限に無償化給付対象となります。

※保育の必要性がない子どもについては、無償化の対象外となります。

※詳しくは、P.16「保育の必要性・必要書類について」をご覧ください。

③手続きについて

保育の必要性があり無償化の対象を希望する方⇒新2号・新3号認定

無償化の対象となるために子育てのための施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受ける必要があります。**「多摩市子育てのための施設等利用給付認定申請書(表裏面)」と「保育の必要性を示す書類(保護者全員)」**を子ども・若者政策課または施設へ提出してください(提出先については施設へご確認ください)。

※無償化の給付を受けるためには、無償化のサービスを利用する前に市から認定を受ける必要があります。**申請が遅れた場合、認定期間のさかのぼりはできないのでご注意ください(郵送での提出の場合・施設を経由して提出する場合、市が受理した日が申請日になります)。**

※すでに、教育・保育認定を受けている方(期限が切れていない場合で、認定開始日が新2号または新3号認定申請を希望する年度と同年度である場合に限る)は、**「子育てのための施設等利用給付認定申請書(表裏面)」と期限の切れていない教育・保育給付認定証(2 号認定)の写し**をご提出ください。

ただし、認定された時点と就労状況等の内容が変わっていないことが条件です。内容が変わっている場合は、新たに認定を受ける必要があります。

【多摩市】特定子ども・子育て支援施設（無償化対象施設）

令和 8 年10月1日現在

幼稚園/認定こども園における預かり保育事業		
区分	施設名	住所
幼稚園	富士ヶ丘幼稚園	乞田1145
	緑ケ丘幼稚園	和田712
	錦秋幼稚園	永山3－8
	文化学園大学附属すみれ幼稚園	諏訪4－11
	諏訪幼稚園	諏訪5－3
	せいとく幼稚園	落合4－12
認定こども園	多摩みゆき幼稚園	連光寺2－24－6
	東京大谷幼稚園	愛宕1－51
	おだ認定こども園（一時預かり事業含む）	落合5－7－2

※上記全ての施設が年間 200 日以上かつ平日 8 時間以上開所している施設となります。なお、この要件に該当しない施設を無償化を受け利用した場合、無償化上限額の残額は他の施設での利用料に充てることができます。

一時預かり事業（令和 9 年度の予定）		
区分	施設名	住所
認可保育所 一時・定期 利用保育	桜ヶ丘第一保育園	和田60－1
	こばと第一保育園（休止中）	諏訪4－7
	バオバブ保育園	一ノ宮1－20－3
	こぐま保育園	永山3－5
	みどりの保育園	連光寺3－57－2
	バオバブちいさな家保育園	一ノ宮3－9－1
	りすのき保育園（休止中）	唐木田1－8－2
	あおぞら保育園	落合1－5－16
	あすのき保育園	諏訪2－2－B-001
	関戸みどりの保育園	関戸 2－24－27　2F
	おだ学園保育園	永山 1-5 ベルブ永山 209 号
地域型事業 （一時保育）	パルテノン多摩こどもひろば OLIVE	落合2－35
認可外保育所 （一時保育）	聖蹟こども TERRACE	関戸4－33－6

【多摩市】特定子ども・子育て支援施設（無償化対象施設）

令和8年10月1日現在

認可外保育施設		
区分	施設名	住所
東京都認証保育所	ウィズチャイルドさくらがおか幼保園	関戸1－1－5ザ・スクエア E-5
	ウィズチャイルドさくらがおかみなみ園	東寺方1－2－11
	ウィズチャイルドさくらがおかこども園	一ノ宮2－45－3
	ウィズチャイルドかわのこほいく園	関戸1－20－2サクテラスモール 301
	キッズガーデンかわせみ	連光寺1－1－1
	永山駅前こどもの家	永山1－4グリナード永山4階
	多摩センターこどもの家	落合1－47ニューシティ多摩センタービル2階
	多摩センターエンゼルホーム	落合2－32オーベルグランディオ多摩中央公園104
	みらい保育園	豊ヶ丘1－1－4フラワーマンションコヤタⅡ
	キッズサポート多摩めぐみクラブ	鶴牧1－25－2ヴィークステージ多摩センター2階
	キッズサポート多摩第二めぐみクラブ	鶴牧1－26－3NTT 東日本多摩ビル3階
認可外保育施設	西都ヤクルト桜ヶ丘保育室	豊ヶ丘1－1－16 201
	高齢者総合ケアセンターケアプラザ多摩	永山3－12－2
	CoCo プレイス保育室	落合1－46－1ココリア多摩センター7 階
	院内保育園どんぐり	永山1－7－1

病児保育事業		
区分	施設名	住所
病児・病後児保育	TAMA エンジェルガーデン	豊ヶ丘1－59－10コ―ポクレイン1F
	聖蹟こども TERRACE	関戸4－33－6

子育て援助活動支援事業		
区分	施設名	住所
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ事業（一時保育）	ファミリー・サポート・センター（たまっこ）	豊ヶ丘1－21－3

6. 無償化以外の負担軽減事業

①認証保育所利用者支援事業補助金について

↑詳細はこちら

●**補助対象月の初日に認証保育所に在籍しており、認証保育所（市外含む）と月120時間以上の契約をした市民の方には、**規定保育料のうち補助上限額一覧表のとおり多摩市が「保育料軽減」による補助を行います。

▼該当者に関しては、以下の補助も対象となります。

●0～2歳児クラス課税世帯の実子カウントで（生計を同一にしている）第1子の子どもに対して、規定保育料のうち月額40，000円を上限に多摩市が「第1子負担軽減」による補助を行います。

●実子カウントで（生計を同一にしている）第2子以降の子どもに対して、補助上限額一覧表のとおり「多子負担軽減」による補助を行います。

●幼児教育・保育の無償化の対象者において、実子カウントで（生計を同一にしている）第1子の子どもは、「幼児教育・保育の無償化」と「保育料軽減」を併用して補助を受けることができます。

※実子カウントで（生計を同一にしている）第2子以降の子どもで「幼児教育・保育の無償化」の補助を受けている子どもは、「保育料軽減」（補助上限額一覧表のとおり）は対象外となります。

※多摩市による合計補助額が保育料を上回る場合は、保育料の金額が上限となります。

※「保育料軽減」及び「第1子負担軽減」、「多子負担軽減」は、東京都の補助金を活用した補助制度となるため、東京都の助成内容に変更があった場合は、補助金額等が変更になることがあります。

▼補助上限額一覧表

年齢	世帯	実子カウント	幼児教育・保育の無償化	保育料軽減	第1子負担軽減	多子負担軽減	補助上限額
0～2歳児	課税	第１子	—	30,000円	40,000円	—	70,000円
		第2子以降	—	30,000円	—	40,000円	70,000円
	非課税 無償化対象児	第１子	45,700円	26,300円	—	—	72,000円
		第2子以降	45,700円	—	—	34,300円	80,000円
	非課税 無償化対象外児	第１子	—	30,000円	—	—	30,000円
		第2子以降	—	30,000円	—	34,300円	64,300円
3～5歳児	無償化対象児	第１子	40,300円	26,700円	—	—	67,000円
		第2子以降	40,300円	—	—	36,700円	77,000円
	無償化対象外児	第１子	—	30,000円	—	—	30,000円
		第2子以降	—	30,000円	—	36,700円	66,700円

②企業主導型保育所利用者支援事業補助金について

●保育料は園によって異なります。**企業主導型保育所（市外含む）と月120時間以上の契約をした市民の方には、**規定保育料のうち補助上限額一覧表の金額を上限に実際に支払う保育料の1/2を多摩市が「保育料軽減」による補助を行います。

↑詳細はこちら

▼該当者に関しては、以下の補助も対象となります。

●0～2歳児クラス課税世帯の実子カウントで（生計を同一にしている）第1子の子どもに対して、規定保育料のうち月額40，000円を上限に多摩市が「第1子負担軽減」による補助を行います。

●実子カウントで（生計を同一にしている）第2子以降の子どもに対して、補助上限額一覧表のとおり「多子負担軽減」による補助を行います。

●幼児教育・保育の無償化の対象者において、実子カウントで（生計を同一にしている）第1子の子どもは、「幼児教育・保育の無償化」と「保育料軽減」が併用して補助を受けることができます。

※実子カウントで（生計を同一にしている）第2子以降の子どもで「幼児教育・保育の無償化」の補助を受けている子どもは、「保育料軽減」（補助上限額一覧表のとおり）は対象外となります。

※多摩市による合計補助額が保育料を上回る場合は、保育料の金額が上限となります。

※「保育料軽減」及び「第1子負担軽減」、「多子負担軽減」は、東京都の補助金を活用した補助制度となるため、東京都の助成内容に変更があった場合は、補助金額等が変更になることがあります。

▼補助上限額一覧表

年齢	世帯	実子カウント	幼児教育・保育の無償化	保育料軽減	第1子負担軽減	多子負担軽減	補助上限額
0～2歳児	課税	第１子	―	30,000円	40,000円	―	70,000円
		第2子以降	―	30,000円	―	40,000円	70,000円
0歳児	非課税 無償化対象児	第１子	37,100円	26,300円	―	―	63,400円
		第2子以降	37,100円	―	―	34,300円	71,400円
1～2歳児	非課税 無償化対象児	第１子	37,000円	26,300円	―	―	63,300円
		第2子以降	37,000円	―	―	34,300円	71,300円
3歳児	無償化対象児	第１子	26,600円	26,700円	―	―	53,300円
		第2子以降	26,600円	―	―	36,700円	63,300円
4～5歳児	無償化対象児	第１子	23,100円	26,700円	―	―	49,800円
		第2子以降	23,100円	―	―	36,700円	59,800円

※企業主導型保育所利用者は無償化対象要件を満たしている場合、「幼児教育・保育の無償化」は児童育成協会を通じて給付されます。

↑詳細はこちら

③私立幼稚園満3歳クラス児童の預かり保育料補助

以下の(1)から(4)補助条件をすべて満たす児童の保護者に日額490円を上限に預かり保育料を補助しています。

(1)住民税課税世帯である
(2)対象児童が１号または新１号認定を有する
(3)満３歳クラスへ在籍する
(4)就労や疾病等、保育の必要性の要件を持つ世帯である
（非課税世帯は無償化の新３号認定を取得することで補助されます。P6・P8参照）

↑詳細はこちら

補助を受けるには、事前に子ども若者・政策課への手続きが必要となります。詳細は市ホームページをご覧ください。

④私立幼稚園等入園金補助金

入園日時点で多摩市民であり、私立幼稚園に入園した児童の保護者を対象に多摩市内の私立幼稚園は30,000円を多摩市外の私立幼稚園は10,000円を上限に補助しています。対象経費は、入園する幼稚園の園則に定める入園料、入園準備金及びこれに準ずる費用で、保護者が実際に負担するものとなります。ただし、原則としてすべての保護者が一律に徴収される費用で、個人の財産となりえないものに限ります。

※入園金の補助を受けることができるのは入園年度で1度のみです。

手続きは、対象者が多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書を提出することで、本補助金の交付申請を兼ねることができます。詳細は市ホームページをご覧ください。

↑詳細はこちら

⑤定期利用保育を利用する児童の利用料補助

住民税課税世帯であり、定期利用保育を利用する児童の保育料を月額 42,000 円を上限に補助しています。(非課税世帯は無償化の新3号認定を取得することで補助されます。P.10 参照)

補助を受けるには、事前に手続きが必要となります。詳細は市ホームページをご覧ください。

※都の補助制度を活用していることから、年度途中に補助金額が変更となる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

↑詳細はこちら

⑥多摩市こども誰でも通園事業

多摩市民で、保育所等に通っていないお子様を対象に、保護者の保育の必要性を問わずに幼稚園、認可保育所のサービスが利用できる制度を実施します。対象年齢や実施施設、利用料の補助等の詳細は市ホームページをご覧ください。

↑詳細はこちら

⑦多様な集団活動利用支援事業

多摩市民で、一定の保育環境を確保した多様な保育ニーズに応える集団活動事業の利用者に、利用料の一部を補助します。詳細は市ホームページをご覧ください。

↑詳細はこちら

7.保育の必要性・必要書類について

「保育の必要性」とは、保護者が仕事・病気等の理由により、**「家庭で子どもの保育が困難な状態」**を指します。

保育の必要性の事由		認定ができる期間
就労 （就労内定）	**週12時間以上**の就労のため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】就労証明書 ○内　定　者：認定月の中旬までに就労開始証明書の提出が必要です。 ○個人事業主：事業所得が記載されている確定申告書の写し（第一表および第二表）または、用意できない場合は以下A、Bからそれぞれ１つずつ A：(1)開業届（2)営業許可証　等　事業の実態がわかるもの B：(1)確定申告のための帳簿（直近 3 ヶ月までのもの）（2)請負契約書 (3)業務委託契約書　等　事業の収支のわかる書類	就労期間 **個人事業主等で添付書類がない場合、認定ができず補助対象とならない場合があります。**
出産	出産のため保育が必要※求職から出産への変更はできません 必要書類：母子（親子）健康手帳の表紙と分娩予定日のわかるページのコピー	5ヶ月以内 出産予定月とその前後2か月が対象
疾病	入院、その後通院が必要で保育困難と診断されたため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】保育が困難であると記載された診断書病院所定の診断書では受付できません。	入院、通院期間
	自宅療養で保育困難と診断されたため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】診断書病院所定の診断書では受付できません。	療養期間
障がい	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所有者のため保育が必要 必要書類：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の表裏両面のコピー	該当期間
看護・介護	**週12時間以上**の入院や通院等で付き添いを要するため保育が必要 必要書類：被看護・介護者の【多摩市様式】診断書または、要介護認定書・身体障害者手帳等の表裏両面のコピー、平均的な一週間の看護介護のスケジュール（被看護・介護者と別居の場合）（任意様式）	看護・介護に要する期間
就学	**週12時間以上**の就学のため保育が必要 必要書類：学生証（写）または在学証明書（在学期間や有効期限の記載のあるもの）、就学期間とカリキュラムがわかる書類（学校教育法に定める学校でない場合）	就学期間
不存在	保護者1名が不存在であるため保育が必要 必要書類：マル親医療証、戸籍謄本（写）、ひとり親制度認定通知、児童扶養手当証書、離婚届受理証明書（離婚後 3 ヶ月以内に限る）、調停期日通知書のいずれか1点（コピー可）	ひとり親である期間
その他	災害復旧にあたっている、虐待・DVのおそれがある等のやむを得ない重大な理由のため保育が必要 必要書類：個別にお問い合わせください	保育を要する期間
求職【特例】	継続的な求職活動を行っているため保育が必要 （申請書裏面「保育を必要とする理由」の求職活動に☑ を付けてください）	3ヶ月以内
育児休業 【特例】	育児休業を取得している方は、認定ができる期間までに、復職していただくことになります。 ※認定対象児童に対しての育児休業の場合は「育児休業」要件での認定を受けることはできません。 ※対象児童が在籍でない施設の場合は「育児休業」要件での認定を受けることはできません。 必要書類：【多摩市様式】就労証明書・【多摩市様式】復職証明書（復職後）	育児休業の対象の児童が満1歳に達して最初に迎える4月末までが対象期間

・各種【多摩市様式】は多摩市公式ホームページよりダウンロードできます。

・各種証明書の有効期間は発行されてから**3か月以内**です。

・届出内容に変更が生じた場合は、原則として変更が生じてから2週間以内に届出が必要です。

↑詳細はこちら

多摩市子ども青少年部
子ども・若者政策課
幼児教育・保育担当
住所：〒206-8666
多摩市関戸６-12-１
電話：042-338-6850（直通）

印刷物番号
8-19

令和９年度　多摩市
幼児教育・保育の無償化のしおり

令和８年１０月

発行　多摩市
編集　多摩市子ども青少年部子ども・若者政策課
〒２０６－８６６６
東京都多摩市関戸６－１２－１
電話　０４２－３３８－６８５０（直通）

多摩市公式ホームページ